

宝塚市若手起業家等支援補助金交付要綱

(通則)

第1条 宝塚市若手起業家等支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等の取扱いに関する規則（平成元年規則第19号）に定めるものによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、起業を志している者の事業立案等を支援することにより、本市における若手起業家等の起業を実現し、もって産業の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 起業家等 起業を志している者及び既に市内で創業しており、創業から3年以内のものをいう。
- (2) 起業家等認定支援施設 宝塚市起業家等支援施設認定事業実施要綱第4条第2項に基づき、市が起業家等支援施設として認定している施設をいう。

(補助金の交付対象)

第4条 市は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、若手起業家等の事業立案等に要する経費の一部を補助するものとし、当該補助対象者、事業等（以下「補助事業」という。）の内容、補助金の額等に関しては、別表第1に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助金の交付を受けようとする年度の2月末日までに、若手起業家等支援補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受け付けたときは、補助金の交付の可否を決定し、若手起業家等支援補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）によりその旨を補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 市長は、前条の規定により交付決定の通知を受けた補助対象者から提出される

若手起業家等支援補助金請求書（様式第 3 号）により、当該補助金を交付する。

（交付決定の取消し）

第 8 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）この要綱その他法令の規定に違反したとき。
- （3）補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- （4）前各号に掲げるもののほか、市長が不適切と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により取消しの決定を行ったときは、その旨を若手起業家等支援補助金交付決定取消通知書（様式第 4 号）により補助決定事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 9 条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取り消しにかかる部分に関し、既に交付した補助金があるときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

（補則）

第 10 条 この要綱で定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 8 条から第 9 条までの規定については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際現に補助金の申請を行っている者に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際現に補助金の申請を行っている者に係る補助金については、なお、従前の例による。

別表第1 (第4条関係)

補助対象者	以下の条件を全て満たすもの (1) 申請日の属する年度の末日時点で49歳以下のもの。 (2) 起業を志しているもの、また、既に市内で創業しており、申請日時点で創業から3年以内のもの。 (3) 起業家等認定支援施設運営事業者、もしくは起業家等認定支援施設運営事業者又は宝塚商工会議所より紹介のあった事業者(以下、支援事業者等)に起業、事業承継、経営等に関するコンサルティング等を受けたもの。 (4) 市税の滞納がないもの。 (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の適用を受ける業種を除く。 (6) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第6号。以下「暴力団排除条例という。」第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でない方
-------	--

補助対象経費	起業に向けた事業立案に関して、また、創業後に発生した課題解決に向け支援事業者等へ支払った下記の経費 ①手数料（コンサルティングに係るもの） ②研修費 ※飲食代・公租公課を除く。 ※消費税及び地方消費税相当分については補助対象経費から除外する。
補助金の額 補助率	補助金の額は、補助対象経費の 1 / 2 以内の額（その額に千円未満の端数がある時は、これを切り捨てた額）とし、5 万円を限度とする。